

第 6331 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 29日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 仮装隠ぺい

Q : 重加算税の対象になる仮装隠ぺいとは、どのような場合をいうのですか？

A : 次のような事実がある場合をいいます。

【解説】

1. いわゆる二重帳簿を作成していること
2. 次に掲げる事実(帳簿書類の隠匿、虚偽記載等)があること
 - ①帳簿、原始記録、証ひょう書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表その他決算に関係のある書類(帳簿書類)を、破棄又は隠匿していること
 - ②帳簿書類の改ざん、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の証ひょう書類の作成、帳簿書類の意図的な集計違算その他の方法により仮装の経理を行っていること
 - ③帳簿書類の作成又は帳簿書類への記録をせず、売上げその他の収入の脱ろう又は棚卸資産の除外をしていること
3. 特定の損金算入又は税額控除の要件とされる証明書その他の書類を改ざんし、又は虚偽の申請に基づき書類の交付を受けていること
4. 簿外資産に係る利息収入、賃貸料収入等の果実を計上していないこと
5. 簿外資金をもって役員賞与その他の費用を支出していること
6. 同族会社であるにもかかわらず、その判定の基礎となる株主等の所有株式等を架空の者又は単なる名義人に分割する等により非同族会社としていること

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

